

(参考) 前回の日本農林規格調査会 (令和7年5月27日) から修正した比較表 (構造用パネル)

(下線部分は修正部分)

今回の改正案	前回の改正案
<p style="text-align: center;">日本農林規格</p> <p style="text-align: right;">JAS 0360:20xx</p> <p style="text-align: center;">構造用パネル Structural Panel</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 表示</p> <p>6.1 表示事項</p> <p>表示事項については、次による。</p> <p>a) 次の事項を一括して表示しなければならない。</p> <p>1)～3) (略)</p> <p>4) <u>製造業者、販売業者又は輸入業者 (以下“製造業者等”という。)</u>の氏名又は名称及び所在地 (削る。)</p> <p>b)～e) (略)</p> <p>6.2 表示の方法</p> <p>表示の方法については、次による。</p> <p>a) 6.1 a)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。</p> <p>1)～3) (略)</p> <p>4) <u>製造業者等の氏名又は名称及び所在地 製造業者又は販売業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。ただし輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。</u> (削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>b)～f) (略)</p> <p>6.3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">日本農林規格</p> <p style="text-align: right;">JAS 0360:20xx</p> <p style="text-align: center;">構造用パネル Structural Panel</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 表示</p> <p>6.1 表示事項</p> <p>表示事項については、次による。</p> <p>a) 次の事項を一括して表示しなければならない。</p> <p>1)～3) (略)</p> <p>4) <u>認証品質取扱業者等の氏名又は名称及び所在地</u></p> <p>5) <u>認証品質取扱業者の認証番号</u></p> <p>b)～e) (略)</p> <p>6.2 表示の方法</p> <p>表示の方法については、次による。</p> <p>a) 6.1 a)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。</p> <p>1)～3) (略)</p> <p>4) <u>認証品質取扱業者等の氏名又は名称及び所在地</u></p> <p>4.1) <u>認証品質取扱業者の氏名又は名称及び所在地を記載する場合</u> <u>認証品質取扱業者の氏名又は名称及び所在地を記載する。</u></p> <p>4.2) <u>製品に対する責任を有する者として認証品質取扱業者と合意している販売業者の氏名又は名称及び所在地を記載する場合</u> <u>販売業者の氏名又は名称及び所在地を記載する。</u></p> <p>4.3) <u>輸入品の場合 4.1), 4.2)に代えて、輸入業者の氏名又は名称及び所在地を記載する。</u></p> <p>5) <u>認証品質取扱業者の認証番号</u> <u>認証機関等から付与された認証番号を記載しなければならない。ただし、4.1)において認証品質取扱業者の氏名又は名称及び所在地を記載した場合は、これを省略してもよい。</u></p> <p>b)～f) (略)</p> <p>6.3 (略)</p>
附属書 A (略)	附属書 A (略)

附属書 B
(規定)

構造用パネルの表示の様式

6.1 に規定する事項の表示について、表示の様式は次による。この様式は、縦書きとしてもよい。

品	名
等	級
ホルムアルデヒド放散量 ^{a)}	
寸	法
使用接着剤の種類 ^{b)}	
被覆材料 ^{c)}	
<u>製造業者等^{d)}</u>	
(削る。)	

注 ^{a)}～注 ^{c)} (略)

注 ^{d)} 製造業者等は、製造業者である場合にあつては“製造業者”に、販売業者である場合にあつては、“販売業者”に、輸入品にあつては、“輸入業者”に置き換える。

(削る。)

図 B.1—構造用パネルの表示の様式

附属書 B
(規定)

構造用パネルの表示の様式

6.1 に規定する事項の表示について、表示の様式は次による。この様式は、縦書きとしてもよい。

品	名
等	級
ホルムアルデヒド放散量 ^{a)}	
寸	法
使用接着剤の種類 ^{b)}	
被覆材料 ^{c)}	
<u>認証品質取扱業者等^{d)}</u>	
<u>認証品質取扱業者の認証番号^{e)}</u>	

注 ^{a)}～注 ^{c)} (略)

注 ^{d)} 認証品質取扱業者等が製造業者である場合にあつては、この様式中“認証品質取扱事業者等”を“製造業者”と、販売業者である場合にあつては、“販売業者”とする。また輸入品にあつては、“輸入業者”とする。

注 ^{e)} 注 ^{d)}において認証品質取扱業者の氏名又は名称及び所在地を記載した場合は、認証番号を省略してもよい。

図 B.1—構造用パネルの表示の様式